**静岡市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の改正に係る**

**市民意見募集の結果について**

意見募集期間：平成26年11月14日（金）～平成26年12月15日（月）

意見提出者数：１人

意見提出件数：１件

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見【タイトル：公益的機能の保全】 | 検討結果（市の考え方） |
| 梅ヶ島は観光地である為、景観をそこねるソーラーパネルの設置に対して、慎重に審査して許可して欲しい。 | 土地利用審査会は、ご意見にあるような事柄について協議する機関ではありませんが、貴重なご意見として参考とさせていただきます。 |

ご意見ありがとうございました。